

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年11月22日(火) 第9451号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任（561）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の退任（562）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出（563）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 2
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関（7）（体育保健課）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年11月22日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 前 田 恭 孝 倉吉市富海586
  - 〃 牧 田 徹 倉吉市富海695
  - 〃 藤 原 光 博 倉吉市富海590－1
  - 〃 和 泉 博 伸 倉吉市富海725
  - 〃 数 馬 豊 倉吉市富海819－2
  - 監 事 林 圭之助 倉吉市富海730
  - 〃 藤 原 正 夫 倉吉市富海910－1
- 令和4年11月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 前 田 恭 孝 倉吉市富海586
  - 〃 牧 田 徹 倉吉市富海695
  - 〃 藤 原 光 博 倉吉市富海590－1
  - 〃 和 泉 博 伸 倉吉市富海725
  - 〃 数 馬 豊 倉吉市富海819－2
  - 監 事 林 圭之助 倉吉市富海730
  - 〃 兼 光 敬 男 倉吉市富海880－1
- 令和4年11月11日就任 任期4年

## 鳥取県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年11月22日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 山 本 悟 倉吉市鴨河内2563－1
- 令和4年10月25日退任

## 鳥取県告示第563号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動	米子市安倍	ワークショップフリ	米子市米原一丁目8-	放課後等	令和4年11月

法人 e v e r g r e e n	492-2	ー ジ ア	13	イ サービス	30日
-------------------------	-------	-------	----	--------	-----

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第7号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年11月22日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県高校生冬山登山計画審査会	実施主体から提出された冬山登山計画の審査に関する事項	令和4年11月22日から令和5年3月31日まで	体育保健課